資料2

地方支部局における連絡調整会議の設置状況について

・地方支部局における連絡調整会議の設置状況について	P．　1　～　P．　4
・流域治水プロジェクト推進における課題・要望・提言等について	P．　5　～　P．　8
・主な支援事業	P．　9　～　P．２８
・地方債について	P．２９　～　P．３６

東北地方整備局 山形河川国道事務所

「流域治水プロジェクト」関係地方支部局での連絡調整会議を設立

○実効的なプロジェクト推進に向けた支援体制の構築を目的として、関係地方支部局での「連絡調整会議」を設立。
○プロジェクト推進における課題・要望・提言等に対する助言を図っていくため、議論や意見交換をスタートし、スマート田んぼダム実証事業の実施予定や中小企業向けの事業継続力強化の法制度の活用など支援策について情報共有及び意見交換を実施。

開催日時･概要

➢日　時：令和３年５月２５日（火）10:00-12:00　　➢場　所：仙台合同庁舎B棟 13F水災害予報センター

○出席者：東北農政局　農村振興部　地方参事官
　設計課、事業計画課、
　水利整備課、農地整備課、防災課
　東北経済産業局　総務企画部　総務課
　東北運輸局　総務部　安全防災・危機管理調整官
　気象庁　仙台管区気象台　気象防災部　予報課
　東北森林管理局　企画調整課（web参加）
　※森林整備センターへは今回、資料配付のみ

　東北地方整備局　河川部　河川調査官
　河川計画課、地域河川課、水災害予報センター
　建政部　都市調整官
　都市住宅整備課

○内容：・規約（案）について
・推進における課題・要望・提言等について
・地域への浸透のための広報展開について
・R3以降の進め方について　・意見交換

主な発言、意見交換等

○：整備局　●：農政局　◎：森林管理局　●：経産局　●：運輸局　●気象台

○流域治水プロジェクトを進める中で、地域の困りごとや要望に対して、このような場で意見を出し合いながら、タッグを組んで適切な助言をしていきたい。
●課題や要望については、田んぼダム、ため池、水利施設の３つに大別される。田んぼダムに取り組む場合には、交付金の加算措置の支援があり、先行事例を紹介することにより、地域の浸透を図っていきたい。R3年度より、「スマート田んぼダム実証事業」を創設し、全国８箇所のうち、東北では宮城県大崎市、秋田県美郷町の２箇所で、調整板設置、自動給排水栓制御、対策無しのケースを比較しながら、効果の検証・分析を実施していく予定である。
◎課題や要望については、開発にかかる規制、森林整備の補助制度の２つに大別される。
規制については、保安林制度、林地開発許可制度等において規制しており、個別具体に判断する方針は変わらない。
補助制度としては、公共の森林整備事業のほか、県単事業による支援策等がある。具体の拡充要望をご相談いただければ、林野庁や県へ要望伝達を行っていきたい。
●R元年7月に中小企業向けの事業継続力強化の法制度を一部改正し、水害を含めた災害対策に取り組む企業の経済産業大臣の認定制度が創設された。認定を受けた中小企業は「中小企業防災・減災投資促進税制」を活用し防災投資への支援が可能となっている。この他の燃料備蓄の支援制度等を紹介、防災意識の向上などに繋げていきたい。
●減災に向けて運輸関係事業者への支援にも取り組んでいる。
●防災気象情報、過去の災害時の気象データなどの情報提供、紹介といった面でお手伝いできるのではないかと思うので、お声がけいただければと思う。
○東北地方では生業としての農業との両立が重要となってくる。どう地域の理解を得ていくかが課題である。
個別地区の事例と照らし合わせながら、体系整理を行っていきたい。各省庁の施策について勉強する機会を設け、各施策がどうつながるのかというシナリオをつくっていきたい。
地域の課題に対して知恵を出し合ってフィードバックしていけるよう、引き続きご協力をお願いする。



止水壁の設置イメージ



東北経済産業局より、紹介があった「中小企業向けの事業継続力強化の法制度」
⇒設備投資に関する特別償却で建物附属設備（止水壁等）も対象となる

流域治水連絡調整会議　～実効的なプロジェクト推進に向けた支援体制の構築に向けて～

・流域治水プロジェクトを着実に進めていくために、関係機関間の連携をより強化する。
・また、流域治水プロジェクトの検討中メニューについては、具体の取り組みに向け各種調整が必要があり、事業化に向けた様々な課題等も生じてくることが想定される。
・以上により、東北管内13の流域プロジェクトを実効的に進めて行くため、地方局レベルで各流域治水協議会を支援する体制を構築する。

■目的

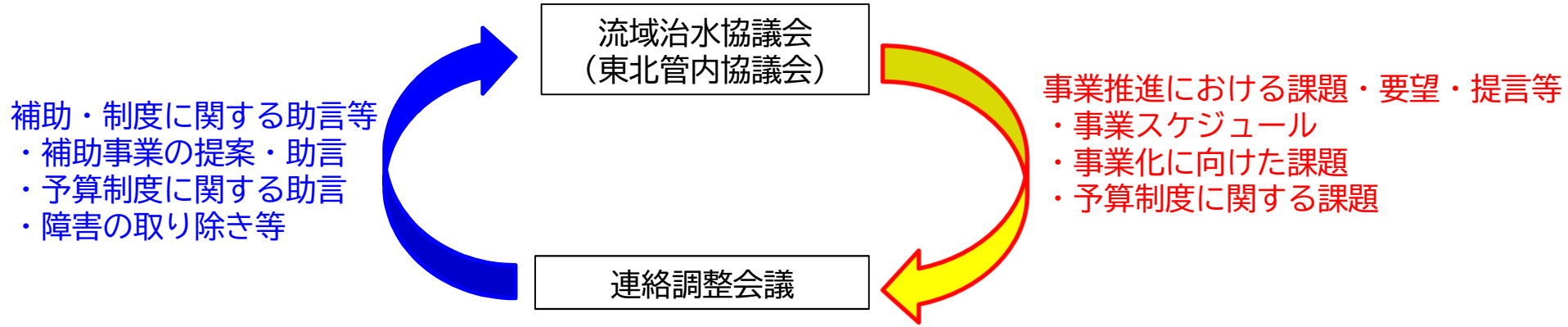
各流域治水協議会構成機関が実施する「流域治水プロジェクト」の実施メニューを確実に実施するため、各省庁が連携した財源確保に資する補助事業、制度・法令の創設・緩和等に関する連絡調整をはじめ、事業推進における課題・要望・提言等に対する助言等を行うことを目的とする。

■構成機関（当面）

・東北農政局、東北経済産業局、東北運輸局、東北森林管理局、仙台管区気象台、東北地方整備局など

■開催頻度

・R3年度5月25日に設置
・以降、必要に応じて開催



流域治水連絡調整会議　～実効的なプロジェクト推進に向けた支援体制の構築に向けて～

〇実効的なプロジェクト推進に向けた支援体制の構築として、関係地方支部局での「連絡調整会議」を令和3年5月25日に設立。
〇プロジェクト推進における課題・要望・提言等に対する助言を図っていくため、議論や意見交換をスタートし、スマート田んぼダム実証事業の実施予定や中小企業向けの事業継続力強化の法制度の活用など支援策について情報共有及び意見交換を実施。
〇協議結果を次回以降の各流域治水協議会に共有し、プロジェクトに反映させていく。

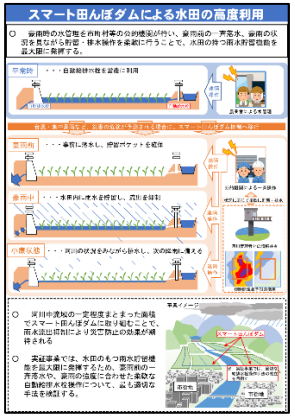
会議で出た主なキーワード

スマート田んぼダム実証事業

東北農政局より

全国で8箇所のうち、東北では宮城県大崎市、秋田県美郷町の2箇所で実施予定。

・先行事例を紹介しながら、地域への浸透を図っていく
・東北地方は農業を生業としているため、地元への説明ぶりが大切





中小企業防災・減災投資促進税制

東北経済産業局より

・R元年7月に中小企業向けの事業継続力強化の法制度を一部改正し、水害を含めた災害対策に取り組む企業の認定制度が創設され、複数認定している。止水壁の整備など防災投資への支援が可能となっている。

・阿武隈川流域の郡山市で活用できないか検討・調整
・他流域でも、中小企業を抱える工業地帯で制度活用できないか展開

止水壁の設置イメージ



東北経済産業局より、紹介があった「中小企業向けの事業継続力強化の法制度」
⇒設備投資に関する特別償却で建物附属設備（止水壁等）も対象となる

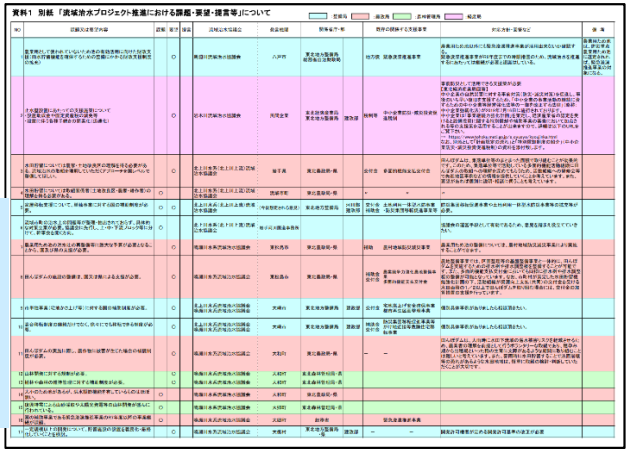
勉強会の開催

東北地方整備局より

各省庁の施策策の個表を作成し、各流域治水協議会で勉強会を実施していきたい

・担当者の資質向上
・地域の課題に対して知恵を出し合ってフィードバックしながら、対策の具現化へ

各流域治水協議会から課題や要望等を確認・集約
↓
対応方針や回答を調整し、今後、各流域治水協議会に情報提供を実施



流域治水プロジェクト推進における課題・要望・提言等について

「流域治水プロジェクト推進における課題・要望・提言等」について

2

：整備局　：農政局　：森林管理局　：経産局

NO	課題又は要望内容	課題	要望	提言	流域治水協議会	発言機関	関係省庁・部		既存の関係する支援事業		対応方針・回答など	備　考
1	農業用として使われていないため池の有効活用に向けた財政支援（雨水貯留機能を確保するための整備にかかる財政支援制度の拡充）		○		馬淵川流域治水協議会	八戸市	東北地方整備局 総務省自治財政局		地方債	緊急浚渫推進事業	農業用ため池以外にも緊急浚渫推進事業が活用出来ないか確認する。 緊急浚渫推進事業がR6年度までの時限措置のため、流域治水を推進するにあたっては継続が必要と認識はしている。	農業用ため池は、防災重点農業用ため池に選定されれば、緊急浚渫推進事業の対象になる。
2	止水壁設置にあたっての支援施策について ・設置助成金や固定資産税の減免等 ・設置に伴う各種手続きの簡素化（迅速化）		○		岩木川流域治水協議会	民間企業	東北経済産業局 東北地方整備局	建政部	税制等	中小企業防災・減災投資促進税制	事前防災として活用できる支援策が必要。 【東北経済産業局回答】 中小企業の自然災害に対する事前対策（防災・減災対策）を促進し、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」（略称：中小企業強靱化法）が2019年7月16日に施行されております。 中小企業は「事業継続力強化計画」を策定し、経済産業省の認定を受けると設備投資に関する特別償却や補助事業の審査において加点される等の支援策を活用することが出来ますので、詳細は以下のURLをご覧下さい。 →　https://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyoujinka.html なお、別添として「計画認定の流れ」と「特別償却制度の紹介」（中小企業防災・減災投資促進税制）の資料を添付致します。	
3	水田貯留については農家・土地改良区の理解を得る必要がある。流域治水の取組を理解していただくアプローチを国レベルで整備してほしい。		○		北上川水系（北上川上流）流域治水協議会	岩手県	東北農政局・県		交付金	多面的機能支払交付金	田んぼダムは、集落単位等のまとまった面積で取り組むことが効果的です。このため、集落単位等で活動している多面的機能活動組織に田んぼダムの取組への理解を深めてもらうため、活動組織への研修会等で先進地区事例などの情報を提供していくことを考えています。また、要望があれば個別に説明・相談に伺うことも考えています。	
4	水田貯留については取組関係者（土地改良区・農家・耕作者）の理解を得る必要がある。	○			北上川水系（北上川上流）流域治水協議会	流域市町	東北農政局・県		〃	〃	〃	
5	家屋移転支援について、単独事業に対する国の補助制度が必要。	○	○		北上川水系（北上川上流）流域治水協議会	（今後想定される意見）	東北地方整備局	河川部 建政部	交付金 補助金	土地利用一体型水防事業 防災集団移転促進事業 がけ地近接等危険住宅移転事業	土地利用一体型水防災事業等の拡充等が必要。 防災集団移転促進事業については、浸水地域などの災害エリアからの移転を促進するため、要件などの拡充等を実施してきたところです。 また、がけ地近接等危険住宅移転事業でも浸水エリアから移転が可能となっております。どちらも制度を活用する場合は要件がありますので要件を満たさない地区などがありましたら個別に相談ください。	
6	流域市町の治水上の問題等が整理・抽出されておらず、具体的な対策立案が必要。協議会に先行し、上・中・下流ブロック等に分けて、幹事会を開く方向。	○			北上川水系（北上川上流）流域治水協議会	岩手河川国道事務所			－	－	協議会の運営手段として有効であるため、意見を踏まえ役立てていきたい。	
7	農業用ため池の洪水吐の再整備等に膨大な予算が必要となることから、国及び県の支援が必要。		○		鳴瀬川水系流域治水協議会	東松島市	東北農政局・県		補助	農村地域防災減災事業	農業用ため池の整備については、農村地域防災減災事業により実施することができます。	
8	田んぼダムの施設の整備は、国又は県による支援が必要。		○		鳴瀬川水系流域治水協議会	東松島市	東北農政局・県		補助金 交付金	農業競争力強化農地整備事業 多面的機能支払交付金	農地整備事業では、区画整理等の基盤整備事業と一体的に、田んぼダムを実施するための排水桝や排水調整板を整備することが可能です。また、多面的機能支払交付金においても同様に排水桝や排水調整板の整備が可能となっています。なお、市町村が策定した水田貯留機能強化計画の下、活動組織が資源向上支払（共同）の交付金を受ける水田面積の１／２以上で田んぼダムを取り組む場合には、交付金の加算措置の支援を行っています。	
9	市単独事業（宅地かさ上げ等）に対する国の補助制度が必要。		○		北上川水系流域治水協議会 鳴瀬川水系流域治水協議会	大崎市	東北地方整備局	建政部	交付金	宅地嵩上げ安全確保事業 都市再生区画整理事業	居住誘導区域にある個人宅地をかさ上げする場合について、独自の補助金制度の設けている市町村があることを認識しているところです。国として財政支援ができるかは今後の検討課題であり、具体例などを相談ください。	
10	高台移転制度の継続だけでなく、徐々にでも移転できる制度が必要。		○		北上川水系流域治水協議会 鳴瀬川水系流域治水協議会	大崎市	東北地方整備局	建政部	補助金 交付金	防災集団移転促進事業等 がけ地近接等危険住宅移転事業	災害ハザードエリアから安全な住居の移転は、住まいの工夫として重要であります。個別に移転する場合の制度については今後の検討課題であり、具体例などを相談ください。	
11	田んぼダムの実施に際し、農作物に被害が生じた場合の補償制度が必要。		○		鳴瀬川水系流域治水協議会	大和町	東北農政局・県		―	―	田んぼダムは、大雨時に水田下流域の湛水被害リスクを軽減させるため、農業者の理解を前提として行うボランタリーな取組であり、穂孕み期から出穂期といった稲の生育に支障があるような期間に取り組むことは難しいと考えています。また、豪雨時に水田貯留することで法面崩壊等の恐れがあるような水田地域は、慎重に取組の検討・判断していただくことが大切です。	
12	山林開発に対する規制が必要。		○		鳴瀬川水系流域治水協議会	大和町	東北森林管理局・県		－	－	保安林制度、林地開発許可制度等において規制しているところです。 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー事業導入促進の動きが活発化していますが、再エネ関係の山林開発であっても、森林の有する公益的機能の発揮に支障がないかの観点から個別具体に判断する方針に変わりありません。個別具体の御懸念等については、管轄の県や森林管理署へ御相談願います。	

「流域治水プロジェクト推進における課題・要望・提言等」について

2

：整備局　：農政局　：森林管理局　：経産局

NO	課題又は要望内容	課題	要望	提言	流域治水協議会	発言機関	関係省庁・部		既存の関係する支援事業		対応方針・回答など	備　考
13	植林や森林の維持管理に対する補助制度が必要。		○		鳴瀬川水系流域治水協議会	大和町	東北森林管理局・県		補助金等	森林整備事業等	公共の森林整備事業のほか、県単事業による支援策等もあります。市町村へ配分される森林環境譲与税の活用を検討いただくほか、具体の拡充要望を御相談いただければ、林野庁や県へ要望伝達を行ってまい	
14	大小のため池があるが、洪水調節機能を有しているものはほぼ無い。	○			鳴瀬川水系流域治水協議会	大和町	東北農政局・県		－	－		
15	復興特需による山砂採取や太陽光発電等の山林開発が盛んに行われている。	○			鳴瀬川水系流域治水協議会	大郷町	東北森林管理局・県		－	－	No.12と同様。	
16	国の補助事業である緊急浚渫推進事業のR7年度以降の事業継続が課題。	○			鳴瀬川水系流域治水協議会	大郷町	総務省			緊急浚渫推進事業		
17	一定規模以上の開発について、貯留施設の設置を義務化・厳格化していくことを検討。		○		鳴瀬川水系流域治水協議会	大衡村	東北地方整備局・県	建政部	―	―	開発許可権者が定める開発許可基準の改正が必要	
18	水田地権者の理解と協力が必要不可欠であり、そのための補償を検討。	○			鳴瀬川水系流域治水協議会	大衡村	東北農政局・県		交付金	多面的機能支払交付金	・田んぼダムは、集落単位等のまとまった面積で取り組むことが効果的です。このため、集落単位等で活動している多面的機能活動組織に田んぼダム取組への理解を深めてもらうため、活動組織への研修会等で先進地区事例などの情報を提供していくことを考えています。また、要望があれば個別に説明・相談に伺うことも考えています。 ・田んぼダムは、大雨時に水田下流域の湛水被害リスクを軽減させるため、農業者の理解を前提として行うボランタリーな取組であり、穂孕み期から出穂期といった稲の生育に支障があるような期間に取り組むことは難しいと考えています。また、豪雨時に水田貯留することで法面崩壊等の恐れがあるような水田地域は、慎重に取組の検討・判断していただくことが大切です。	
19	山林開発規制の法整備の厳格化も検討。		○		鳴瀬川水系流域治水協議会	大衡村	東北森林管理局・県		－	－	No.12と同様。	
20	造林事業の補助率や保育事業適用の拡充。		○		鳴瀬川水系流域治水協議会	加美町	東北森林管理局・県		補助金等	森林整備事業等	No.13と同様。	
21	水利施設の高度利用については、予報が外れた場合の対応が課題。	○			北上川水系流域治水協議会	栗原市	東北地方整備局 東北農政局・県		―	―	事前放流→補てん措置の拡充 （排水路から揚水ポンプでかんがいしていることを想定） 降雨予報がより確実となる時点（前日）から、排水路内の水位低下を行うなど、深刻な水不足を生じない範囲で取り組む必要があると考えま	
22	農水部局、森林部局、都市部局など、関係機関が多く、各部局の交付金制度などの知見も少ない。 事務局として、流域治水をとりまとめていく、人材の知識の取得や育成が必要。	○			子吉川圏域流域治水協議会		東北地方整備局		―	―	勉強会を開催することが出来ないか調整が必要。 都市部局は4月の調査担当課長等会議や地方整備局内の研修で実施予定。 農水部局、森林部局についても開催が出来ないか調整。	
23	流域治水の取り組みの推進を図るため、各機関の取り組みの視察会など実施してもよい。 （鳥海ダムの視察会など）		○		子吉川圏域流域治水協議会	由利森林管理署	東北地方整備局		―	―	協議会の運営手段として有効であるため、意見を踏まえ役立てていきたい。	
24	各自治体が抱える治水に関する課題を把握するとともに、その課題解決に向けた支援事業のマッチングなど、自治体を更にサポートする仕組みを作ることが必要 ○自治体をサポートするための、流域治水相談室(仮称)を設置 ※各県の道路のメンテナンス会議は、自治体支援という点で参考になるところがあるのではないか（事務所のメンテメンバーが責任を持って自治体をバックアップ）	○			米代川圏域流域治水協議会	能代河川国道事務所			―	―	連絡調整会議を活用しながら対応していく。	
25	流域治水プロジェクトへの位置付けにより、国土強靭化地域計画のように交付金、補助金の採択要件にするなどインセンティブの付与が効果的。			○	最上川水系流域治水協議会	山形河川国道事務所	東北地方整備局	河川部	―	―	〃	
26	重要物流道路や緊急輸送道路の浸水対策のための支援制度を創設できないか		○		最上川水系流域治水協議会	山形河川国道事務所	東北地方整備局	道路部 建政部	交付金	都市防災総合推進事業 （避難路）	重要物流道路や緊急輸送道路は国道、主要地方道、県道などが想定されるが道路部とも調整が必要。 地域内の生活道路であれば、都市防災総合推進事業で支援が可能となる場合があるので、個別に相談ください。	
27	防災拠点等整備において、自治体が行う用地買収等への支援制度を創設できないか		○		最上川水系流域治水協議会	山形河川国道事務所	東北地方整備局	河川部 建政部	交付金	都市防災総合推進事業 （避難地、避難センター）	都市防災総合推進事業を活用し、地区緊急避難施設（避難センター、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備）を整備する場合は用地費も支援（交付率1／3）します。具体的には個別に相談ください。	
28	「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（経産省）」など、災害対応力強化に資する支援事業（国交省以外）などについて、紹介して欲しい		○		最上川水系流域治水協議会	山形河川国道事務所	東北地方整備局	河川部	―	―	No.22と同様。 勉強会を開催することが出来ないか調整が必要。	
29	自治体に流域治水に関連する交付金制度を理解してもらうため、関連省庁と連携した勉強会（・講習会）を開催して欲しい			○	最上川水系流域治水協議会	山形河川国道事務所	東北地方整備局		―	―	No.22、28と同様。 関係省庁の出先も含め勉強会を開催することが出来ないか調整が必要。	

「流域治水プロジェクト推進における課題・要望・提言等」について

2

：整備局　：農政局　：森林管理局　：経産局

NO	課題又は要望内容	課題	要望	提言	流域治水協議会	発言機関	関係省庁・部		既存の関係する支援事業		対応方針・回答など	備　考
30	（田んぼダム） 水田地権者（耕作者）の理解と協力が必要。そのための補償又は共済による救済制度も検討する必要がある。		○		最上川流域治水協議会・赤川流域治水協議会	三川町	東北農政局・県		交付金	多面的機能支払交付金	・田んぼダムは、集落単位等のまとまった面積で取り組むことが効果的です。このため、集落単位等で活動している多面的機能活動組織に田んぼダム取組への理解を深めてもらうため、活動組織への研修会等で先進地区事例などの情報を提供していくことを考えています。また、要望があれば個別に説明・相談に伺うことも考えています。 ・田んぼダムは、大雨時に水田下流域の湛水被害リスクを軽減させるため、農業者の理解を前提として行うボランタリーな取組であり、穂孕み期から出穂期といった稲の生育に支障があるような期間に取り組むことは難しいと考えています。また、豪雨時に水田貯留することで法面崩壊等の恐れがあるような水田地域は、慎重に取組の検討・判断していただくことが大切です。	
31	（田んぼダム） 下流域においては河川水位が上昇する前から貯留することで内水氾濫のリスクが高まる懸念がある。	○			最上川流域治水協議会・赤川流域治水協議会	三川町	東北農政局・県		―	―	・田んぼダムは上流域での流出抑制による効果が大きいため、下流域での取組は内水氾濫を生じないような田んぼダムの取組と排水ポンプの整備による迅速な内水排除が重要と考えています。 ・湛水被害等の発生が予測される地域は、取組から除外するなどの対応が大切です。	
32	（田んぼダム） 広域的に実施することで大きな効果が期待できるため、地権者・営農者単位というより、集落単位の理解と協力が必要。土地改良区との連携も重要。また耕作に影響がないようにするには、どのようなものを設置したらよいのか等技術的な指導も必要。	○	○	○	最上川流域治水協議会・赤川流域治水協議会	酒田市	東北農政局・県		交付金	多面的機能支払交付金	・田んぼダムは、集落単位等のまとまった面積で取り組むことが効果的です。このため、集落単位等で活動している多面的機能活動組織に田んぼダム取組への理解を深めてもらうため、活動組織への研修会等で先進地区事例などの情報を提供していくことを考えています。 また、要望があれば個別に説明・相談に伺うことも考えています。 ・田んぼダム用の排水調整板構造等について、先進地区や研究機関等より情報収集し、情報を提供していきたいと思います。	
33	自主防災組織について、如何に危機感を持たせる事ができるかが、自治体の課題である。	○			阿武隈川上流流域治水協議会	本宮市	東北地方整備局	建政部	交付金	都市防災総合推進事業 （まちづくり活動支援）	建政部にて、内水氾濫等浸水シミュレーション、地域のHM作成、住民WS等の開催について支援可能 広報展開を考え、課題解決を図っていきたい。	
34	行政と市民との間に、情報ギャップ（事業進捗等）があるためどう埋めるかが課題である。	○			阿武隈川上流流域治水協議会	郡山市	東北地方整備局		―	―	広報展開を考え、課題解決を図っていきたい。	

主な支援事業

緊急浚渫推進事業の創設

○　令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要

○　このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

１．対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※１　河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象　　※２　浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※３　河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

２．事業年度

令和２～６年度（５年間）

３．地方財政措置

充当率：１００％　元利償還金に対する交付税措置率：７０％

４．事業費

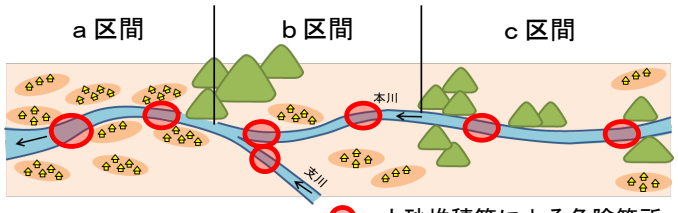
９００億円（令和２年度）

※ 令和２～６年度の事業費（見込み）：４，９００億円

＜参　考＞　河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



：土砂堆積等による危険箇所

【危険度の区分】

a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）

b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）

c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

1

制定　令和元年７月１９日
20190709 中第 3 号
改正　令和２年７月１５日
20200706 中第 9 号
改正　令和３年３月３１日
20210323 中第 9 号
改正　令和３年６月１６日
20210615 中第 8 号

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領

【令和３年６月１６日版】

中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室

※この実施要領において使用する用語は、中小企業等経営強化法及び租税特別措置法において使用する用語の例による。

１．中小企業防災・減災投資促進税制の概要及び措置内容

・ 中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）は、中小企業が自然災害等に備えた事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号。以下「税法」という。）第１１条の３、第４４条の２及び第６８条の２０において措置された。

・ 青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第２１号）の施行の日（令和元年７月１６日）から令和５年３月３１日までの間（以下「認定対象期間」という。）に中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号。以下「法」という。）第５６条第１項又は法第５８条第１項の認定を受けた中小企業者が、その認定を受けた日から同日以後１年を経過する日までの間（以下「適用対象期間」という。）に、その認定に係る法第５６条第１項に規定する事業継続力強化計画又は法第５８条第１項に規定する連携事業継続力強化計画（法第５７条第１項又は法第５９条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却２０％（令和５年４月１日以後に取得等をする対象設備は特別償却１８％）の税制措置を受けることができる。

２．適用対象者

・ 青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、認定対象期間内に法第５６条第１項又は法第５８条第１項の認定を受けた法第２条第１項に規定する中小企業者に該当する者。

（注）中小企業者等とは

・ 資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人

・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が１，０００人以下の法人

※ただし、以下の法人は対象外

①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が１，０００人超の法人、又は大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）から２分の１以上の出資を受ける法人

②２以上の大規模法人から３分の２以上の出資を受ける法人

③前３事業年度の平均所得金額が１５億円超の法人

・ 事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合
・ 常時使用する従業員数が１，０００人以下の個人事業主

３．適用対象期間及び適用手続きの手順

（１）適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後１年を経過する日まで。

※認定対象期間内に事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることが必要。

（２）適用手続きの手順

①事業継続力強化計画、連携事業継続力強化計画の作成及び認定の申請

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を作成し、事業継続力強化計画を作成した中小企業者又は連携事業継続力強化計画の代表者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局に認定を申請する。

②設備の取得等

認定対象期間内に経済産業大臣の認定を受けた後、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された対象設備を、当該計画の認定を受けた日から１年以内に取得等をする。

③税務申告

対象設備の取得等をした後、税務申告を行う。

なお、税務申告の際は、対象設備の償却限度額の計算明細書を添付するものとする。

４．対象設備

・ 本税制の対象となる設備は、次の表に該当するもののうち、認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画における目標の達成及び内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けたものとする。
・ 当該確認は、経済産業大臣が事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を認定する際に、併せて行うものとする。
・ ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①から③のいずれかに該当する設備は対象外とする。

① 消防法（昭和２３年法律第１８６号）及び建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づき設置が義務づけられている設備
② 中古品、所有権移転外リースによる貸付資産
③ 設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受け

て取得等をする設備

【対象設備の種類等】

対象設備の種類等は、中小企業等経営強化法施行規則（平成１１年通商産業省令第７４号）第２９条の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものとする。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（※） （１００万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置 （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品（※） （３０万円以上）	自然災害：全ての設備
	感染症：サーモグラフィ装置 （同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
建物附属設備 （６０万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

附　則

（施行期日）

１　この実施要領は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この実施要領の規定（対象設備の種類等のうち器具及び備品並びに建物附属設備に係る部分に限る。）は、中小企業者（法第２条第１項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）がこの実施要領の施行の日以後に法第５６条第１項又は法第５８条第１項の認定（法第５７条第１項又は法第５９条第１項の規定による変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）の申請をする事業継

続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について適用し、中小企業者が同日前に認定の申請をした事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この実施要領は、令和３年６月１６日から施行する。

以上

日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

【令和３年度予算額　48,652 （48,652）百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上

＜事業の内容＞

１．多面的機能支払交付金　47,050（47,050）百万円

①　農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

②　資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］

※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用

※３：❸の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

２．多面的機能支払推進交付金　1,602（1,602）百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村 →（定額）→ 農業者等

＜事業イメージ＞

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持　等

・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定　等


農地法面の草刈り


水路の泥上げ


農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動　等

・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修　等


水路のひび割れ補修


農道の窪みの補修


ため池の外来種駆除

実 施 主 体：農業者等で構成される組織（ ❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能 ）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに１つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可	田	400	320
		畑	240	80
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が４割以上を占め、かつ実践活動に構成員の８割（役員に女性が２名以上参画している場合は６割）以上が毎年度参加する場合	草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の１/２以上で取り組む場合	田	400	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田	1,000	700
		畑	600	300
		草地	80	40

項目		都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	３集落以上または50ha以上	３集落以上または1,500ha以上	４万円/年・組織
		200ha以上	3,000ha以上	８万円/年・組織
		1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

防災集団移転促進事業の概要 ※赤字下線部は法改正事項

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

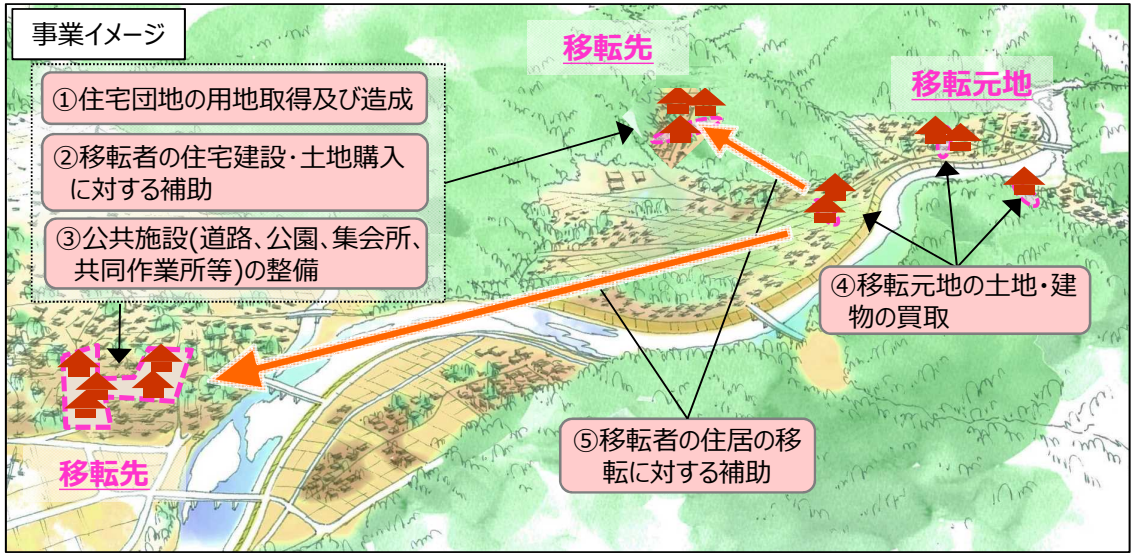
事業主体
市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)
※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

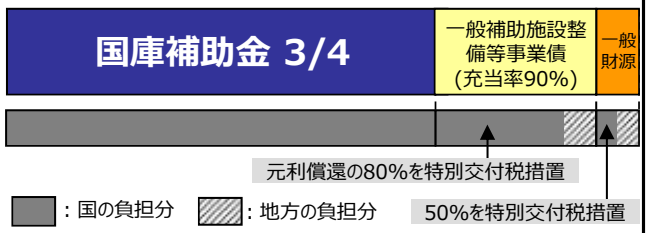
移転先（住宅団地）
５戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上
※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については１０戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率３/４）

① 住宅団地の用地取得及び造成
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
③ 住宅団地に係る公共施設の整備
④ 移転元地の土地・建物の買取
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
⑥ 事業計画等の策定に必要な経費　（補助率１/２）



補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



地方財政措置
1）地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
2）一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

国土交通省

社総交（防安交含む）

事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業 【昭和47年度～】

補助対象

（1）除却等費
○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：975千円/戸）

（2）建設助成費
○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）

限度額：【通　　常】 4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
【特殊地域】 7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

（3）事業推進経費
○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

（1）対象地区要件
○ 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
○ 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
○ 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
○ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
○過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件
○ 既存不適格住宅
○ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅
※ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1／2、地方公共団体：1／2

交付団体

都道府県、市町村

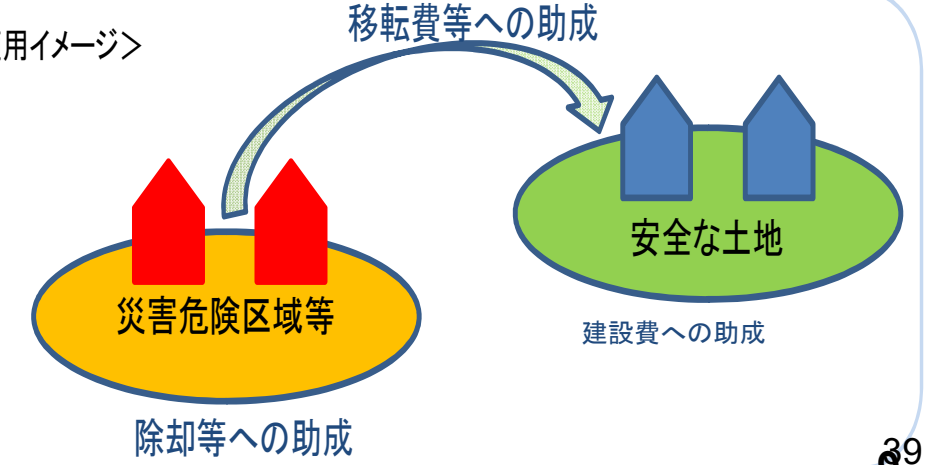
事業実施主体

市町村（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。）

【限度額が引き上げられる地域】

	特殊土壌地帯	地震防災対策強化地域	急傾斜地崩壊危険区域	災害危険区域
根拠法	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法	大規模地震対策特別措置法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建築基準法
指定権者等	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣	内閣総理大臣	都道府県知事	地方公共団体（条例）

<適用イメージ>



農村地域防災減災事業＜公共＞

【令和２年度予算概算決定額　43,842（43,842）百万円】
〔「臨時・特別の措置」を含む令和２年度予算概算決定額　63,842 百万円〕（令和元年度補正予算額　25,023百万円）

＜対策のポイント＞
地震・集中豪雨等による災害を防止し、**農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施**します。

＜政策目標＞
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積約34万ha（うち農地面積約28万ha）［令和２年度まで］

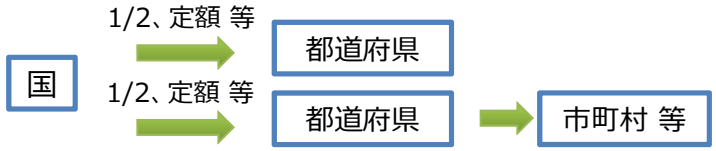
＜事業の内容＞

１．防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）
施設整備のために必要な、農村地域防災減災総合計画の策定、ため池の諸元等の詳細情報（浸水想定区域図の作成を含む）の整備等を支援します。
（ため池の諸元等の詳細情報の整備については定額助成（令和２年度まで））

２．農業用施設等の整備（整備事業）
自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施等を支援します。
また、農業水利施設の安全対策を緊急的に推進するため、農業水利施設の危険箇所の把握や優先度に応じた安全施設の整備を定額で支援します。（定額助成は令和２年度まで）

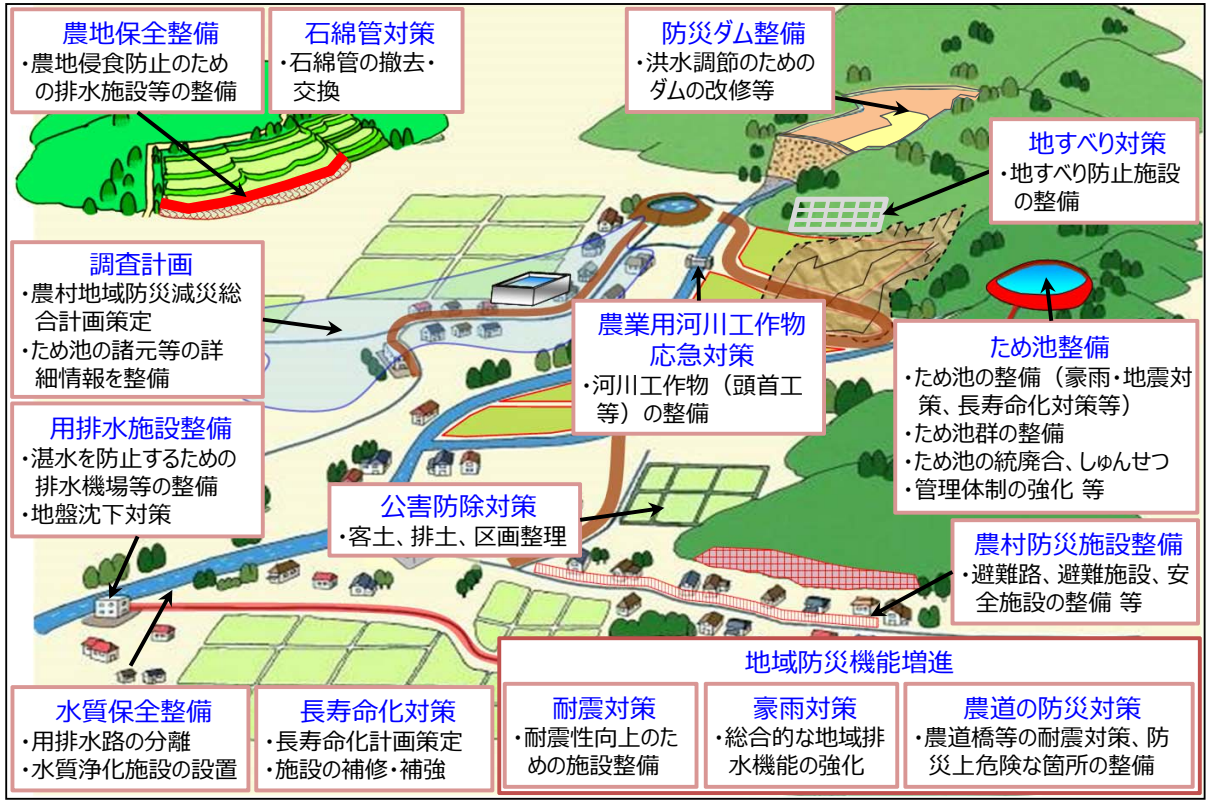
３．ため池の管理体制の強化（防災環境整備事業）
ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備、代替水源の整備を伴うため池の統廃合について定額助成で支援します。
（水位計等の管理施設の整備は令和２年度まで）

＜事業の流れ＞　※下線部は拡充内容



＜事業イメージ＞

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



［お問い合わせ先］農村振興局防災課（03-6744-2210）

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農業競争力強化農地整備事業＜公共＞

【令和３年度予算概算決定額　68,045（71,628）百万円の内数】
（令和２年度第３次補正予算額　95,519百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、**農業の高付加価値化**に取り組む地区等を対象として、**農地の整備**等を実施します。

＜事業目標＞

担い手が利用する面積が全農地面積の８割となるよう農地集積を推進　［令和５年度まで］
基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の増加

＜事業の内容＞

１．農地整備事業

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

２．草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を支援します。

３．農業基盤整備促進事業

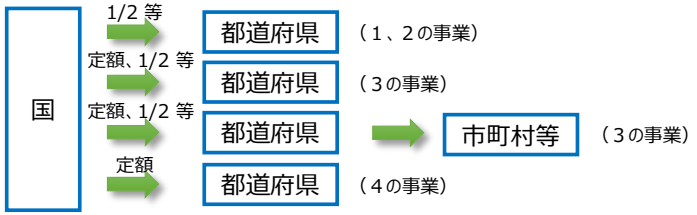
畦畔除去による区画拡大、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を支援します。

４．スマート田んぼダム実証事業

近年多発する豪雨災害に対応するため、水田の持つ雨水貯留機能を最大に発揮する「スマート田んぼダム」について実証します。

※　下線部は、拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地



［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農　地　整　備　事　業

○　我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
○　大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①農地整備

工　　種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設整備　等

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業　等
【限度額：事業費の12.5%】

②実施計画策定等

工　　種：計画策定　等
【実施期間：２年以内】

補 助 率：１／２ 等

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

中心経営体農地集積促進事業（促進費）

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
・助成割合

中心経営体集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	＋4.0%（計12.5%）	2.2%	＋1.0%（計3.2%）
75～85%	7.5%	＋3.0%（計10.5%）	1.9%	＋0.8%（計2.7%）
65～75%	6.5%	＋2.0%（計8.5%）	1.7%	＋0.5%（計2.2%）
55～65%	5.5%	＋1.0%（計6.5%）	1.4%	＋0.3%（計1.7%）

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

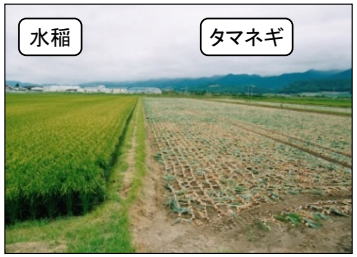
＜整備前＞



＜整備後＞



大区画化により農作業効率が向上



暗渠排水整備により水田の汎用性が向上

2. 実施主体

都道府県　等

3. 実施要件

・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
・担い手への農地集積率50%以上　等

12

農業基盤整備促進事業

○ 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
○ その際、既に区画が整備されている畦畔除去による区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
○ このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- 基盤整備：暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用用排水施設、農用地の保全
- 調査調整：権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- 指　導：指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査　等
- 補助率：50%　等



暗渠排水

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1／2相当

事業種類	条件	助成単価 ※【主なもの】	備考
田(畑)の区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万５千円/10a（25万円/10a）	（）は水路変更（管水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	５万５千円/10a（17万５千円/10a）	
	畦畔除去のみ	３万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 ＋２万５千円/10a ○実施設計(外注) ＋１万５千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	７万５千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端畑かん施設		15万５千円/10a（24万５千円/10a）	（）は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	11万５千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	

注） 中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、助成単価を2割加算



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

2. 実施要件

① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
② 総事業費200万円以上
③ 受益者数２者以上
④ 受益面積５ha以上

3. 実施主体

・都道府県　・市町村　・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構　等13

スマート田んぼダム実証事業（新規）

○　近年多発する豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討する必要があることから、農業競争力強化農地整備事業に「スマート田んぼダム導入実証事業」を創設し、まとまった面積の水田において自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限を行い、その防災上の効果を実証する。

1. 事業内容

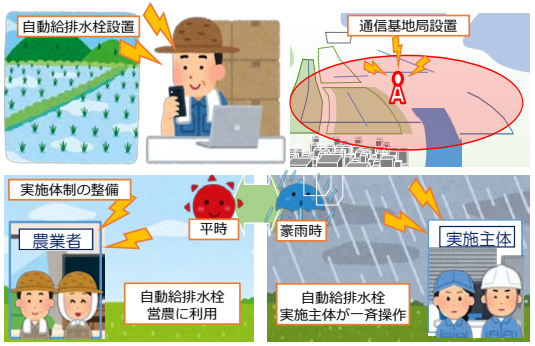
① スマート田んぼダム現地実証調査　（定額支援）

○　実証農地へ自動給排水栓等整備

実証対象農地へ、自動給排水栓設置と遠隔操作システムを整備、田んぼダム実施のための簡易整備

○　スマート田んぼダム実施体制整備

豪雨時の一斉操作体制整備、地域の調整を支援。



② 指導・助言、横展開の検討　（定額支援）

○　現地実証調査への指導・助言

現地実証調査を行う各事業実施主体への技術指導や助言を行う

○　横展開を図る手法の検討

現地実証調査の結果を踏まえたスマート田んぼダムの取組の効果分析と実施の手引き作成

2. 実施要件

（現地実証）　基盤整備が実施され、排水系統を同一にする一定程度のまとまりのある水田であること

（指導・助言）水田の雨水貯留・河川流出について専門的知識を有すること

3. 実施主体

（現地実証）都道府県、市町村、土地改良区等

（指導・助言）公募で選定された団体

スマート田んぼダム

豪雨災害から地域を守るため、自動給排水栓による遠隔操作で、豪雨前の水田の一斉落水、豪雨中の貯留・流出抑制を行い、水田の持つ雨水貯留能力を最大限に発揮する取組である。



宅地嵩上げ安全確保事業(浸水対策:R3年度追加)概要

国土交通省

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援。

要件（以下のすべてを満たすこと）

〈被災地、災害リスク〉

○激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。

○建築基準法第３９条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。

〈他手法との比較〉

○宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。

〈復興計画への位置付け等〉

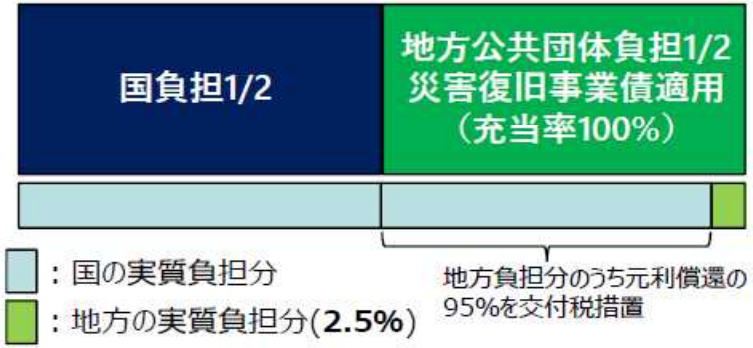
○地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が５戸以上ある地区　　等

補助対象となる主な経費（補助率1/2）

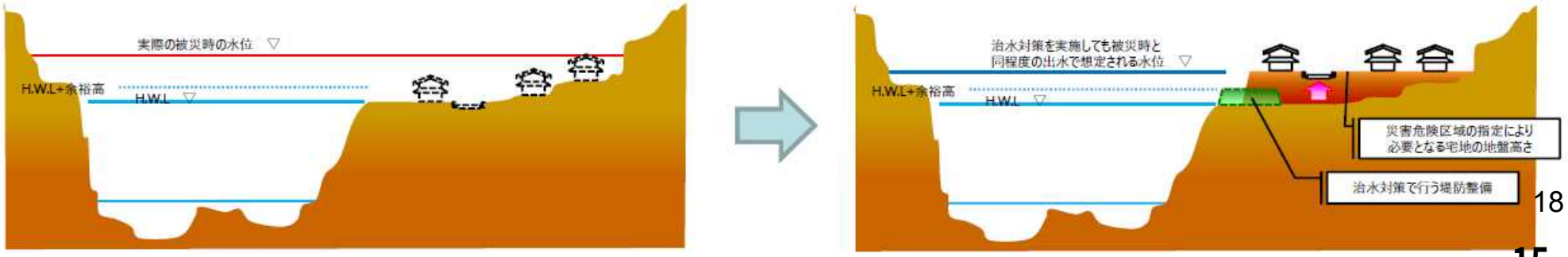
○調査測量及び設計に要する費用

○宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用

補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担



【嵩上げによる地域の安全性確保（イメージ）】



18

15

都市再生区画整理事業（予算制度の拡充）

社総交（防安交含む）

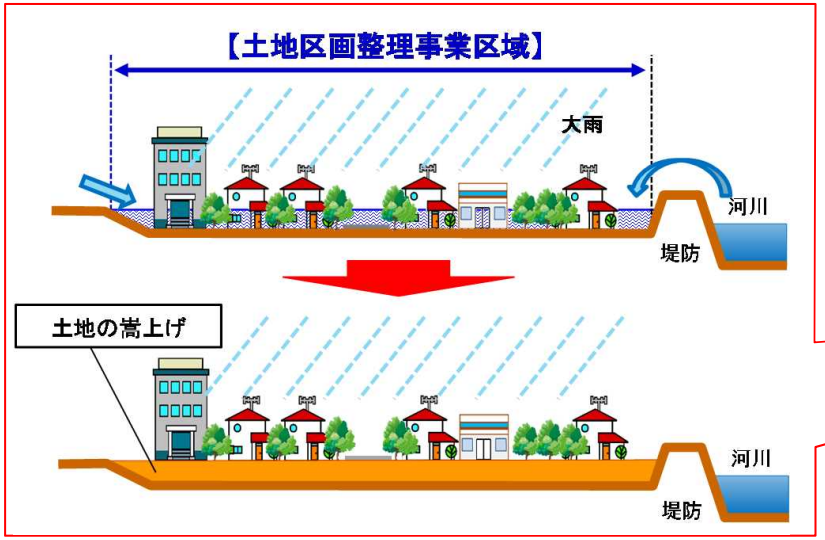
国土交通省

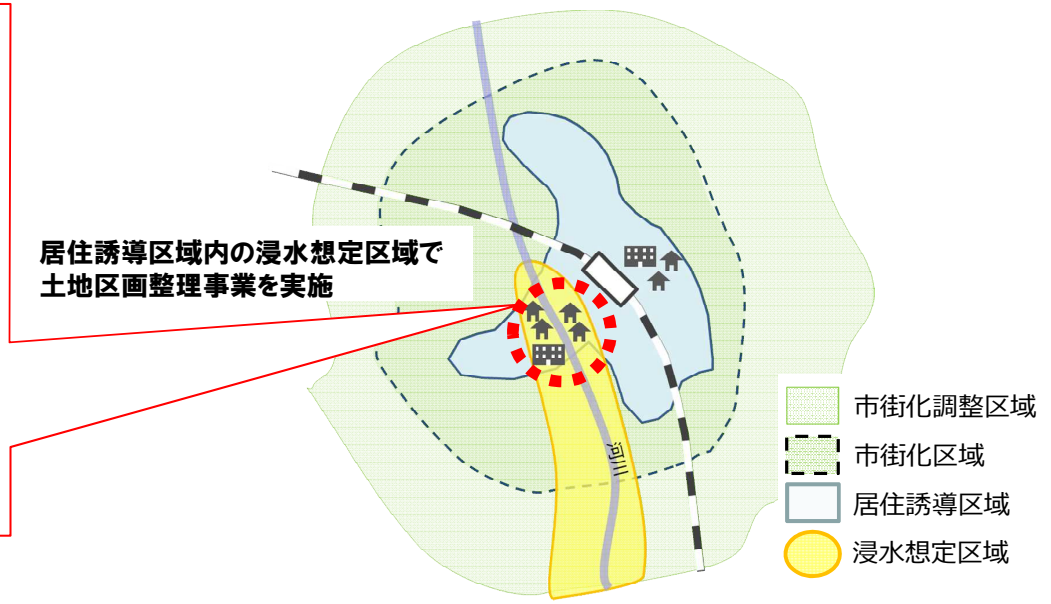
○　令和元年台風第19号等の水災害等の宅地災害等を踏まえ、増大する自然災害リスクに対応するため、立地適正化計画における防災対策の位置付けを推進するとともに、当該防災対策に基づく取組への支援を強化。

■拡充内容

・居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に算入することが可能。（令和二年度予算より措置）

【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】





【対象要件】

①、②および③を満たす場合について、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額に算入

①その面積が20ha以上であり、被災が想定される棟数が1,000棟以上の浸水想定区域内で行われる事業
②居住誘導区域内であり、人口密度40人/ha以上の区域内で行われる事業
③立地適正化計画に浸水対策が記載されており、当該立地適正化計画に即して行われる事業

林野庁

森林整備事業

背景

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活及び国民経済に大きく貢献しています。このような機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現していくためには、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行うことによって、健全な森林を造成し、資源の循環利用を進めていく必要があります。

特に、我が国の森林が利用期を迎える中、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的に間伐や主伐後の再造林等の森林整備を進めることが重要です。

また、奥地等の条件不利地や、気象害、鳥獣害等を受けた被害森林のような、林業的な取り組みで対応できない森林については、公的な関与による森林整備を強化することが必要です。

このような多様な森林に対応した整備を推進していくため、「森林整備事業」を実施しています。

森林整備に対する支援

森林整備事業では、植付、下刈り、間伐等への作業に対し、補助が行われます。作業を実施した者は、都道府県に補助金の交付を申請し、都道府県が検査を行った後、補助金が交付されます。
森林整備事業のあらまし（森林整備事業の紹介）

関係通知等

森林環境保全整備事業実施要綱（令和3年3月31日最終改正）(PDF：108KB)

森林環境保全整備事業実施要領（令和3年3月31日最終改正）(PDF：311KB)

森林環境保全整備事業要領の運用（令和3年4月14日最終改正）(PDF：2,818KB)

森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（令和3年3月31日最終改正）(PDF：298KB)

「造林補助事業竣工検査内規例について」の制定について(令和2年12月25日最終改正）(PDF：222KB)

森林整備事業の実績

森林環境保全整備事業等実績定期報告（令和元年度）(PDF：1,123KB)

令和元年度森林整備事業実績（民有林補助）(PDF：2,606KB)

森林整備事業の申請・検査（ドローン等の活用）

森林整備事業の申請・検査の際、図面や写真を添付することとしていますが、2020（R2）年4月より、GISデータやドローン等の画像の使用も可能としました。

森林づくりの新たな技術

林野庁、森林総合研究所や各都道府県が行った低密度植栽や早生樹活用などの森林づくりに関する新たな技術に関する調査報告書やパンフレット、これまでに開催したシンポジウムの資料などの資料をまとめました。

その他

都道府県問い合わせ先一覧(PDF：198KB)

関連ページへのリンク

間伐等の推進について
路網整備の推進について
森林経営計画について
森林整備地域活動支援交付金について



お問合せ先

森林整備部整備課造林間伐対策室

担当者：造林間伐企画班
代表：03-3502-8111（内線6177）
ダイヤルイン：03-3502-8065
FAX番号：03-3502-6329

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

Get Adobe Acrobat Reader

公式SNS

イベント情報 関連リンク集 農林水産省トップページへ

林野庁
住所：〒100－8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見･お問い合わせ アクセス･地図

サイトマップ プライバシーポリシー リンクについて・著作権 免責事項

Copyright：Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

都市防災総合推進事業（予算制度の拡充）

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

赤字下線部：Ｒ３年度予算拡充事項

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体： 市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	１／３
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	１／３
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等））	用地：１／３ 工事：１／２ ※１
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 １／３ 工事 １／２
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	１／３
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	１／２
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	１／３

※１： 南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率２／３

○ 地区要件

施行地区	＜事業メニュー①～③＞ 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※２、重点密集市街地を含む市、DID地区 ＜事業メニュー④＞ 大規模地震発生の可能性の高い地域※２、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市 ＜事業メニュー⑤＞ 重点密集市街地 ＜事業メニュー⑥＞ 激甚災害による被災地

※２：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域


津波避難タワー


避難センター


備蓄倉庫


避難場所に向かう避難路


避難地となる公園


沿道建築物の不燃化

地方債について

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

○　近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長

○　政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額

○　延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の期間を踏まえ、５年間とする

【事業期間】令和３年度～令和７年度

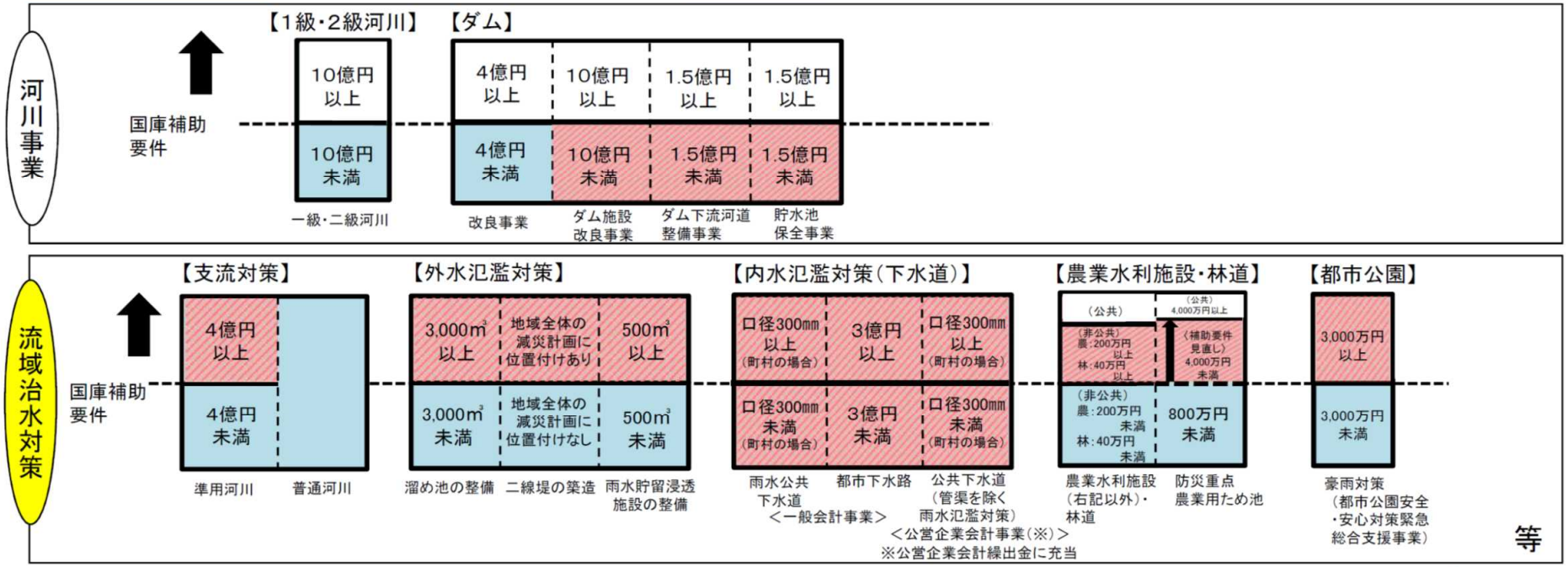
【事業費】　４，０００億円　（令和２年度：３，０００億円（対前年度比：＋１，０００億円増、＋３割増））

【地方財政措置】　充当率１００%、交付税措置率７０%

【対象事業】

１．流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

主な拡充内容　　対象拡充部分　　現行の対象事業



２．道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

※現行の対象施設：道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災　等

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）について

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（平成31年度から橋梁、都市公園施設等を追加。事業期間は、平成29～33年度の５か年）。

対象事業

【公共用建築物】
- 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設】
- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下等の事業）

（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）　（下線部分を平成31年度から拡充）

財政措置

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置	一般財源

※財政力に応じて措置

【参考】対象事業（例）

○道路（舗装の表層に係る補修）



○道路（橋梁の修繕）



○都市公園施設（テニスコートの改修）



緊急浚渫推進事業

○　河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要

○　このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、令和２年度から令和６年度まで、緊急的な河川等の浚渫経費について特例地方債の発行を可能とした

○　近年、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生しているため、令和３年度から、防災重点農業用ため池等を対象施設に追加

１．対象事業　　（下線部分が令和３年度地方財政対策での拡充部分）

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫

※１　防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す
※２　河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象　　※３　浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
※４　河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

２．事業年度

令和２～６年度（５年間）

３．地方財政措置

充当率：１００％　元利償還金に対する交付税措置率：７０％

４．事業費

令和３年度：１，１００億円（対前年度比＋２００億円）

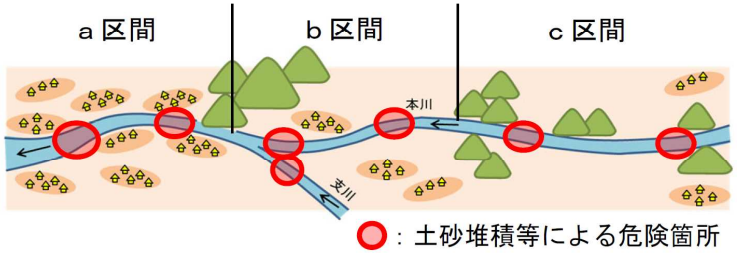
＜ため池の浚渫工事＞



＜参　考＞　河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）

b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）

c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

事　務　連　絡
令和３年４月１日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課　御中
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

令和３年度地方債同意等基準（令和３年総務省告示第 147 号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

１　制度概要

（１）対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

（２）対象事業

①　災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

ア　河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

○河川改修

・　防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修
・　防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費４億円未満の準用河川に係る河川改修
○　普通河川に係る河川改修
○　雨水貯留浸透施設の整備
・　防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない 500 ㎥未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000 ㎥未満の容量の溜め池の整備
○　二線堤の築造
・　洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けのない二線堤の築造

イ　ダムに関する事業
○　ダムに係る改良等
・　総事業費が概ね１０億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設改良等
・　総事業費が概ね４億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、ダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良（ダム周辺設備の新設を含む）及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等
・　総事業費が概ね１．５億円未満のダム直下の河道改良工事等
・　総事業費が概ね１．５億円未満の貯砂ダム等の設置工事等

②　災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※　流域治水プロジェクトを現在策定中（令和３年度に策定予定）の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和４年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。

ア　河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業
・ 流域に関する対策（例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等）

・ 準用河川に係る河川改修
・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）

イ　ダムに関する事業
・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）

（３）財政措置
充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

（４）事業期間
令和３年度から令和７年度

２　緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

（１）施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（１（２）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付)。

（２）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、１（２）の対象事業に該当することを確認する。

（３）国土交通省は、（２）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。

（４）施設管理者は、（３）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても１（２）の対象事業に該当することの確認を行う。)。

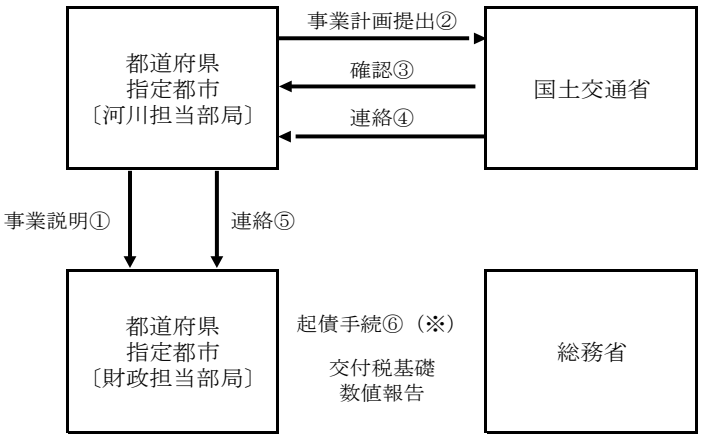
（５）市区町村が実施する場合の（１）～（４）の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）
＜事業の実施に関すること＞
（河川に係る事業（ダム事業を除く）　）
国土交通省水管理・国土保全局治水課
課長補佐　内田、流域治水企画係長　片淵
TEL:03-5253-8455（内線 35583）
（ダム事業）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
課長補佐　小平、ダム管理係長　中久木
TEL:03-5253-8449（内線 35492、35494）
＜事業債の制度に関すること＞
総務省自治財政局地方債課　三井
TEL:03-5253-5629（直通）

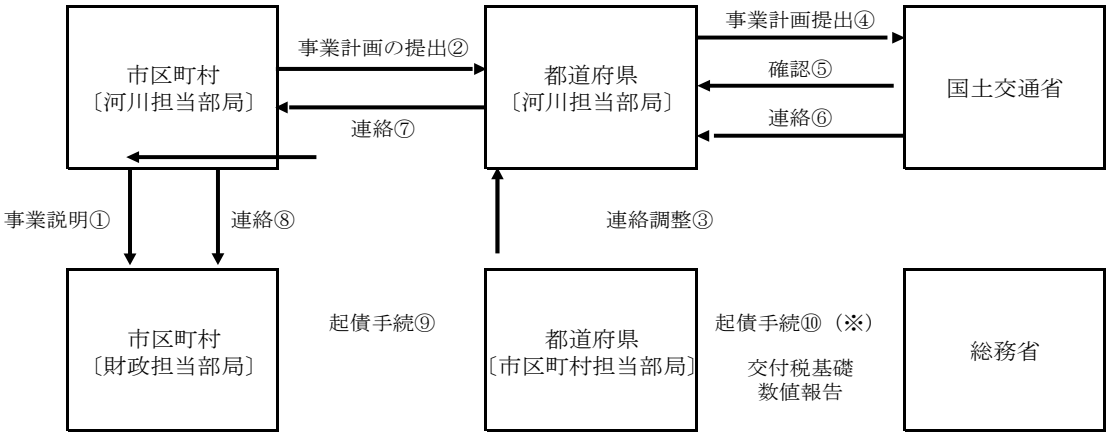
（別紙）

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



（※）届出を含む